

幼保連携型認定こども園
こども園・ひかりのこ いしかり

重要事項説明書

こども園・ひかりのこ いしかり 重要事項説明書

1 施設の目的及び運営の方針

(1) 施設の概要

| | | |
|--------|-------------|---|
| 設置運営主体 | 名 称 | 社会福祉法人 陽光福祉会 |
| | 所 在 地 | 札幌市豊平区月寒東4条9丁目1-11 |
| | 電 話 番 号 | 011-851-1855 |
| | 代 表 者 氏 名 | 理事長 秦 紀正 |
| 施設 | 施 設 の 種 類 | 幼保連携型認定こども園 |
| | 施 設 の 名 称 | こども園・ひかりのこ いしかり |
| | 施 設 の 所 在 地 | 石狩市花川南4条3丁目2 |
| | 連 絡 先 | 電話番号 0133-73-0773 ファックス 0133-73-5900 |
| | 管 理 者 | 園長 徳山 昌恵 |
| | 認 可 年 月 日 | 平成29年4月1日 |

(2) 目的

こども園・ひかりのこ いしかり（以下「本園」という。）義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

(3) 運営の方針

我が国障がい児の父と謳われた糸賀一雄先生の言葉「子どもこそ世の光である」の教えを基本に「心と身体の健やかな光輝く子」を保育理念とし、一人ひとりに寄り添った関わりの中で、「心も身体も元気でたくましい子ども」「友だちを大切にする子ども」「よく見て、よく聞いて、よく考える子ども」「子育てを共に楽しむ」を保育目標とし、「知・徳・体・食」をバランスよく取り入れ、生きる基礎を育みながら、乳幼児教育を行います。その他、地域に開かれたこども園を目指します。

また、本園は、法の基本理念と関係法令等に基づき、入園する子どもが明るく衛生的な環境において、心身ともに健やかに、社会に適用できるよう育成するものとします。

2 提供する教育・保育内容

- (1) 本園は、心に響く保育として、「絵本の読み聞かせ」「自然とのふれあい」「木のぬくもり」「裸足保育・薄着保育」などを大切にしております。また、ひかりのこ乳幼児教育プログラムとして、「自然」「音楽」「数」「鉄棒」「よさこい」「なわとび」「文化」「野菜作り」などを取り入れ、連続性のある保育・教育を行い、学ぶ為に必要な力を身に付け、就学へと繋げます。その他、年長児対象の幼児教育として、「英語教室」と「ジャンベ教室」も行っています。

また、本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育を行うものとしします。

(2) (1) に掲げる教育・保育のほか、次に掲げる便宜の提供を行います。

ア 食事の提供

本園では、「本園の調理」により、子どもの年齢に応じ、食事の提供を行います。

イ 2号認定子ども及び3号認定子どもの時間外保育

ウ 1号認定子ども（在園児）の一時預かり

(3) 一日の流れ・年間行事

パンフレットまたは、入園のしおりをご覧ください。なお、詳しい年間行事予定については、年度初めに、各ご家庭に配布します。ただし、行事は、天候や緒事情により、変更になることもございます。その場合は、変更が決定しだいお知らせ致します。

(4) アレルギー等への対応

使用する食材の中でアレルギーの為、食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。ご相談の上、代替え食など可能な限り対応いたしますが、医師の診断をお願いします。（例）卵・牛乳・果物など

3 職員の職種、員数及び職務の内容

| 職 種 | 職務内容 | 常勤 | 非常勤 |
|--|------------------------------------|-------|-----|
| 園 長 | 本園の管理運営を総括します。 | 1名 | |
| 副 園 長 教 頭 | 園長を助け、園務の整理等を行います。 | 1名 | |
| 主 幹 保 育 教 諭 | 園長を助け、入園している子どもに対し教育・保育を行います。 | 4名 | |
| 保 育 教 諭 | 入園している子どもに対し教育・保育を行います。 | 26名以上 | 12名 |
| 栄 養 士 | 入園している子どもの栄養の指導等を行います。 | 1名 | |
| 看 護 師 | 入園している子どもの健康の管理を行います。 | 1名 | |
| 事 務 員 | 建物、備品の保安全管理、経理事務、その他庶務に関する業務を行います。 | 1名 | |
| 調 理 員 | 給食の調理を行います。 | 1名 | 3名 |
| 用 務 員 | 園舎内外の清掃その他必要な環境整備等を行います。 | 1名 | |
| 清 掃 員 | 園舎内の清掃を行います。 | | 1名 |
| 備考 | | | |
| <p>1 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準に関する条例に規定する基準を遵守したうえで、教育・保育の提供に必要と認められる職員として、上記職種の職員を配置します。また、必要に応じて、上記に掲げる職員以外のものを配置することがあります。</p> <p>2 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。</p> | | | |

4 教育・保育を行う日及び時間等

本園では、教育・保育を提供する日・時間を次のとおり定めています。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項1号（以下「1号認定子ども」という。）の区分に掲げる子ども

ア 保育・教育期

1年の保育・教育期は、原則として4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

イ 休園日

- (ア) 土曜日、日曜日及び国民の休日
- (イ) 夏季休暇 8月に1週間程度
- (ウ) 冬期休暇 12月29日～1月3日
- (エ) 春季休暇 3月に1日～3日間程度

ウ 教育・保育を提供する時間

- (ア) 教育時間 午前9時00分～午後1時00分
- (イ) 在園児の一時預かり 午前7時30分～午前8時30分
午後1時30分～午後6時30分

なお、在園児（1号認定子ども）の休日の一時預かりについては、午前9時00分～午後4時00分までとなります。

(2) 子ども・子育て支援法第19条第1項2号（以下「2号認定子ども」という。）及び同項第3号（以下「3号認定子ども」という。）の区分に掲げる子ども

ア 教育・保育を提供する日

月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までを除きます。）ただし、本園の判断により必要に応じて上記の日以外であっても保育することがあります。また、お盆の時期などにお休みのご協力をお願いしております。事前にご連絡をさせていただきます。

イ 教育・保育等を提供する時間

(ア) 保育時間

| 保育必要量 | 保育時間 |
|--------|------------------------|
| 保育標準時間 | 午前7時30分から午後6時30分までの範囲内 |
| 保育短時間 | 午前8時30分から午後4時30分までの範囲内 |

(イ) 時間外保育

| 保育必要量 | 保育時間 |
|--------|--|
| 保育標準時間 | (1) 午前7時00分から午前7時30分までの範囲内 (2) 午後6時30分から午後7時00分までの範囲内 |
| 保育短時間 | (1) 午前7時00分から午前8時30分までの範囲内 (2) 午後4時30分から午後7時00分までの範囲内 |

5 保育料等

(1) 教育・保育に係る利用者負担（保育料）

本園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

- (2) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払い方法については、別途お知らせします。また、別表に掲げる費用のほか、教育・保育の提供にあたって必要な経費であって、保護者負担が望ましいものについて、別途費用を徴収することがあります。この場合、あらかじめ費用を負担いただく目的やその理由について適宜書面でご案内しますのでご了承ください。

6 利用定員

(1) 対象児童

1号認定子ども、2号認定子ども及び3号認定子どもに該当する子ども

(2) 利用定員

| 子どもの区分 | 定員 | 区分ごとの定員 | クラス |
|---------|-----|--------------|----------------------------|
| 1号認定子ども | 35人 | 3歳児 11人 | うさぎ組：たんぽぽ組 ひつじ組：ひまわり組 |
| | | 4歳児 12人 | ぱんだ組：ちゅうりっぷ組 こあら組：あさがお組 |
| | | 5歳児 12人 | ぞう組：こすもす組 |
| 2号認定子ども | 60人 | 3歳児 20人 | うさぎ組：たんぽぽ組 ひつじ組：ひまわり組 |
| | | 4歳児 20人 | ぱんだ組：ちゅうりっぷ組 こあら組：あさがお組 |
| | | 5歳児 20人 | ぞう組：こすもす組 |
| 3号認定子ども | 90人 | 満1歳以上 60人 | りす組 ひよこ組 |
| | | 満1歳未満 30人 | たまご組 |

7 利用の開始及び終了に関する事項等

(1) 入園・選考方法

入園に関する手続き、選考に関する事項は、別紙のとおりです。

(2) 退園

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

ア 子どもが小学校に就学したとき

イ 子どもの保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

ウ 石狩市と協議のうえ保育の提供の継続が適当と認められないとき

エ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

8 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1) 教育・保育中に容体の変化等があったとき

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。教育・保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をします。緊急の場合には、学校医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

※乳幼児突然死症候群(SIDS)のように原因不明の病気など防ぐことのできない病気もございます。

ア 内科

| | |
|---------|---------------------|
| 医療機関の名称 | わがつま小児科医院 |
| 医 院 長 名 | 我妻 浩治 |
| 所 在 地 | 石狩市花川南 2 条 2 丁目 228 |
| 電 話 番 号 | 0133-73-8282 |

イ 歯科医

| | |
|---------|---------------------|
| 医療機関の名称 | なかざわ歯科クリニック |
| 医 院 長 名 | 中澤 政彦 |
| 所 在 地 | 石狩市花川北 2 条 4 丁目 144 |
| 電 話 番 号 | 0133-72-8118 |

(2) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、本園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

(3) 非常災害時の対策。

| | | | |
|---------|--|---|-------|
| 防災設備の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電気 有 ・消火器 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・震災に備えての備蓄 防災頭巾 2 歳児以上 120 人分 避難用マット・避難用長靴 各部屋（非常用持ち出し靴下、毛布、非常用リュック、携帯ラジオ、懐中電灯等） その他～乾パン 1 日分、離乳食 10 食分、災害用飲料水、拡声器 カセットコンロ、簡易ストーブ、紙オムツ等 | <ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・防火扉 有 | |
| 避難・消火訓練 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練及び消火訓練は、毎月実施しています。 ・年に二度、消防署と連携した訓練を行っています。 | | |
| 第一次避難場所 | 園庭 | 第二次避難場所 | 花川南公園 |

9 要望・苦情の受付

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | |
|---------------|---|
| 当園ご利用 相談窓口 | ・解決責任者 園長 徳山 昌恵 ・受付担当者 副園長 高橋 裕子 ・ご利用間 当園開園日、開所時間内 ・電話番号 0133-73-0773 ・F A X 0133-73-5900 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 |
| 第三者委員 | 青柳 吉郎 |
| | 高木 憲了 |
| | 佐藤 豊治 |

※ 本園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱（赤いポスト）を設置しています。

10 保険に関する事項

日本スポーツ振興センター災害共済に加入していますが、災害共済給付制度（公的な相互共済制度）により、給付金の一部を保護者の方にご負担頂いております。

11 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

本園は、個人情報取扱規程に基づき、情報を取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 園児指導要録を送付するとき

小学校就学の際には、園児指導要録を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされていることから、教育・保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 教育・保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

教育・保育の提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

ア 保育料の金額の情報

お住まいの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限り使用します。

イ 子ども及び子どもの世帯の情報

届け出のあった子ども及び世帯の情報は、教育・保育の提供に必要な範囲に限り使用します。

別 表

1 実費に係る利用者負担金

| | 1号認定のお子さま | 2号認定のお子さま | 3号認定のお子さま |
|--------------------|--|--|--|
| 給食費 | 月額 <u>4,500円+1,000円</u> 食育の一環として、栄養も豊富な給食の提供をしています。しかし、保育料に給食費が含まれていない為、副菜+主食分を徴収させていただきます。 | 月額 <u>1,000円</u> 完全給食となっております。保育料には、主食分が含まれていない為、主食分を徴収させていただきます。 | 毎月の保育料にすべて含まれています。 |
| 布団 クリーニング 代金 | / | / | <u>1回 648円・年に2回</u> 布団を清潔に保つ為、保護者の皆さまに代わって、まとめて園で業者をお願いします。 |
| カラー帽子 | <u>500円</u> 入園時に購入をお願いします。 | <u>500円</u> 入園時に購入をお願いします。 | <u>500円</u> 入園時に購入をお願いします。(1歳児から) |

2 時間外保育に係る利用者負担

| 項目 | 7時00分から 7時30分まで | 7時30分から 8時30分まで | 16時30分から 18時30分まで | 18時30分から 19時まで |
|---|--------------------|--------------------|----------------------|-------------------|
| 保育標準時間 | 150円 | — | — | 150円 |
| 保育短時間 | 150円 | 30分 150円 | 30分 150円 | 150円 |
| 備考 ※ 保育短時間利用者負担額は、各自の保育標準時間保育料を上限といたします。 | | | | |

3 一時預かりに係る利用者負担（1号認定児 預かり保育）

| 曜日・日にち | 時間 | | 料金 |
|-------------------|------------|-------------|---------|
| 月曜日～金曜日 | 早朝 | 7：30～8：30 | 100円 |
| | 通常 | 13：30～18：30 | 1時間100円 |
| | 延長 | 18：30～19：00 | 150円 |
| 土曜日 | 9：00～16：00 | | 1日700円 |
| 夏休み・冬休み・春休み | | | |
| 月額料金（土曜日・長期休暇を除く） | | | 8,000円 |

本園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収書を発行します。

※仕事のため、長時間、保育を必要とするご家庭については、ご相談をお受けします。

本園における、教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項説明を行いました。

園 名 : こども園・ひかりのこ いしかり

説明者職名 : 園 長 徳 山 昌 恵
副園長 高 橋 裕 子

私は、本書面に基づいて、こども園ひかりのこ いしかりの利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

平成 年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 : 印

児童から見た続柄 :